

議案第12号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険税条例（昭和34年佐倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の佐倉市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。